

整理番号	計調一法申-29
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9300)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	壁面線の指定がある場合の建蔽率の特例許可
概要	建築基準法第53条第4項では、隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等において、一定の基準を満たす建築物で特定行政庁が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、その許可の範囲内において建蔽率の限度を超えることができると規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第53条第4項 ・ 建築基準法施行令第135条の20 ・ 大阪市建ぺい率に関する許可取扱要綱 ・ 大阪市建ぺい率に関する許可手続き要領 （上記要綱、要領については、計画調整局建築指導部建築企画課窓口にて設置）
審査基準	<p>【壁面線指定の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適用対象街区：主たる土地利用が住宅地である街区内、又は住宅地になることが認められる街区内。 ■ 敷地の面積：原則として、60㎡以上。 <p>【建築物の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構造：耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ■ 高さは：10m以下であること。 <p>上記記載のほか、「大阪市建ぺい率に関する許可取扱要綱」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2部）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥60,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012313.html
備考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。